

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第一号様式



【表紙】

【提出書類】

変更報告書 No. 8

【根拠条文】

法第27条の25第1項

【提出先】

関東財務局長

【氏名又は名称】

ゴールドマン・サックス証券株式会社
代表取締役社長 持田 昌典



【住所又は本店所在地】

東京都港区六本木六丁目10-1 六本木ヒルズ森タワー

【報告義務発生日】

平成19年1月1日

【提出日】

平成19年1月11日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】

3名

【提出形態】

連名

【変更報告書提出事由】

保有割合の減少・共同保有者の減少

第1 【発行者に関する事項】

発行者の名称	上新電機(株)
証券コード	8173
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京 大阪

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者) / 1】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	ゴールドマン・サックス証券株式会社
住所又は本店所在地	東京都港区六本木六丁目10-1 六本木ヒルズ森タワー
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成 17 年 9 月 16 日
代表者氏名	持田 昌典
代表者役職	代表取締役社長
事業内容	証券業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券株式会社 コア・コンプライアンス部 中島 宏枝
電話番号	03(6437)1746

(2)【保有目的】

保有株数が1/1000以下であるため、共同保有者には含まれない

(3)【重要提案行為等】

該当なし

(4) 【上記提出者の保有株券の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等 (株・口)	395,000		
新株予約権証券 (株)	A	—	G
新株予約権付社債券 (株)	B	—	H
対象有価証券 カバードワラント	C		I
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		J
対象有価証券償還社債	E		K
他社株等転換株券	F		L
合計 (株・口)	M 395,000	N	O
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	Q 394,000		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P-Q)	R 1,000		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	S		

② 【株券等保有割合】

発行済株式等総数 (株・口) (平成 18年11月30日現在)	T 57,568,067
上記提出者の 株券保有割合 (%) (R/(S+T)×100)	0.00
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)	0.69

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
2006年11月20日	普通株	37,000	0.06	市場外	取得	(貸借)
2006年11月20日	普通株	37,000	0.06	市場外	処分	(貸借)
2006年12月7日	普通株	1,000	0.00	市場外	取得	(貸借)
2006年12月7日	普通株	1,000	0.00	市場外	処分	(貸借)
2006年12月14日	普通株	1,000	0.00	市場外	取得	(貸借)
2006年12月15日	普通株	1,000	0.00	市場外	処分	(貸借)

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

第2【提出者に関する事項】

2【提出者(大量保有者) / 2】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人()
氏名又は名称	Goldman Sachs International
住所又は本店所在地	Peterborough Court, 133 Fleet Street, London EC4A 2BB UK
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和 63 年 10 月 3 日
代表者氏名	Richard Gnodde
代表者役職	マネージング・ディレクター
事業内容	証券業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券株式会社 コア・コンプライアンス部 中島 宏枝
電話番号	03(6437)1746

(2)【保有目的】

証券業務の一部としての借入株券にかかるトレーディング等

(3)【重要提案行為等】

該当なし

(4) 【上記提出者の保有株券の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等 (株・口)	1,814,200		
新株予約権証券 (株)	A	—	G
新株予約権付社債券 (株)	B	—	H
対象有価証券 カバードワラント	C		I
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		J
対象有価証券償還社債	E		K
他社株等転換株券	F		L
合計 (株・口)	M 1,814,200	N	O
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	Q 33,000		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P-Q)	R 1,781,200		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	S		

② 【株券等保有割合】

発行済株式等総数 (株・口) (平成 18年11月30日現在)	T 57,568,067
上記提出者の 株券保有割合 (%) (R/(S+T)×100)	3.09
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)	3.32

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
2006年11月2日	普通株	9,000	0.02	市場内	取得	
2006年11月6日	普通株	69,000	0.12	市場内	取得	
2006年11月6日	普通株	66,000	0.11	市場外	処分	657円
2006年11月7日	普通株	12,000	0.02	市場内	処分	
2006年11月8日	普通株	8,000	0.01	市場内	取得	
2006年11月9日	普通株	2,000	0.00	市場内	取得	
2006年11月9日	普通株	1,000	0.00	市場内	処分	
2006年11月10日	普通株	5,000	0.01	市場内	取得	
2006年11月10日	普通株	2,000	0.00	市場内	処分	
2006年11月13日	普通株	16,000	0.03	市場内	取得	

年月日	株券の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
2006年11月13日	普通株	10,000	0.02	市場内	処分	
2006年11月14日	普通株	10,000	0.02	市場内	処分	
2006年11月15日	普通株	2,000	0.00	市場内	取得	
2006年11月15日	普通株	34,000	0.06	市場外	処分	(貸借)
2006年11月15日	普通株	2,000	0.00	市場内	処分	
2006年11月16日	普通株	8,000	0.01	市場内	取得	
2006年11月16日	普通株	73,000	0.13	市場外	処分	(貸借)
2006年11月16日	普通株	8,000	0.01	市場内	処分	
2006年11月17日	普通株	22,000	0.04	市場内	取得	
2006年11月17日	普通株	8,000	0.01	市場内	処分	
2006年11月20日	普通株	120,000	0.21	市場外	処分	(貸借)
2006年11月20日	普通株	20,000	0.03	市場内	処分	
2006年11月21日	普通株	9,000	0.02	市場内	取得	
2006年11月22日	普通株	5,000	0.01	市場内	取得	
2006年11月22日	普通株	6,000	0.01	市場内	処分	
2006年11月24日	普通株	8,000	0.01	市場内	取得	
2006年11月24日	普通株	1,000	0.00	市場内	処分	
2006年11月27日	普通株	6,000	0.01	市場内	取得	
2006年11月27日	普通株	3,000	0.01	市場内	処分	
2006年11月28日	普通株	10,000	0.02	市場内	取得	
2006年11月28日	普通株	8,000	0.01	市場内	処分	
2006年11月29日	普通株	2,000	0.00	市場内	取得	
2006年11月29日	普通株	15,000	0.03	市場外	取得	654円
2006年11月29日	普通株	23,000	0.04	市場内	処分	
2006年11月30日	普通株	32,000	0.06	市場内	取得	
2006年11月30日	普通株	241,000	0.42	市場外	取得	655円
2006年11月30日	普通株	186,000	0.32	市場内	処分	
2006年11月30日	普通株	61,000	0.11	市場外	処分	652円
2006年12月1日	普通株	18,000	0.03	市場内	取得	
2006年12月1日	普通株	3,000	0.01	市場内	処分	
2006年12月1日	普通株	17,000	0.03	市場外	処分	666円
2006年12月4日	普通株	3,000	0.01	市場内	取得	
2006年12月4日	普通株	10,000	0.02	市場内	処分	
2006年12月5日	普通株	14,000	0.02	市場内	取得	
2006年12月5日	普通株	13,000	0.02	市場内	処分	
2006年12月6日	普通株	22,000	0.04	市場内	取得	
2006年12月6日	普通株	19,000	0.03	市場外	取得	705円
2006年12月6日	普通株	4,000	0.01	市場内	処分	
2006年12月6日	普通株	38,000	0.07	市場外	処分	705円
2006年12月7日	普通株	6,000	0.01	市場内	取得	
2006年12月7日	普通株	16,000	0.03	市場外	取得	711円
2006年12月7日	普通株	50,000	0.09	市場外	取得	(貸借)
2006年12月7日	普通株	2,000	0.00	市場内	処分	

年月日	株券の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
2006年12月7日	普通株	16,000	0.03	市場外	処分	711円
2006年12月8日	普通株	8,000	0.01	市場内	取得	
2006年12月8日	普通株	2,000	0.00	市場外	処分	(貸借)
2006年12月8日	普通株	14,000	0.02	市場内	処分	
2006年12月11日	普通株	8,000	0.01	市場内	取得	
2006年12月11日	普通株	14,400	0.03	市場外	取得	(貸借)
2006年12月11日	普通株	14,400	0.03	市場外	処分	(貸借)
2006年12月11日	普通株	22,000	0.04	市場内	処分	
2006年12月12日	普通株	11,000	0.02	市場内	取得	
2006年12月12日	普通株	40,000	0.07	市場外	取得	(貸借)
2006年12月12日	普通株	30,000	0.05	市場内	処分	
2006年12月13日	普通株	10,000	0.02	市場内	取得	
2006年12月13日	普通株	8,000	0.01	市場内	処分	
2006年12月14日	普通株	7,000	0.01	市場内	取得	
2006年12月14日	普通株	7,000	0.01	市場内	処分	
2006年12月15日	普通株	8,000	0.01	市場内	取得	
2006年12月15日	普通株	2,000	0.00	市場外	取得	717円
2006年12月15日	普通株	8,000	0.01	市場内	処分	
2006年12月15日	普通株	10,000	0.02	市場外	処分	715円
2006年12月18日	普通株	7,000	0.01	市場内	取得	
2006年12月19日	普通株	7,000	0.01	市場内	処分	
2006年12月20日	普通株	14,000	0.02	市場内	取得	
2006年12月20日	普通株	1,000	0.00	市場内	処分	
2006年12月21日	普通株	7,000	0.01	市場内	取得	
2006年12月21日	普通株	198,000	0.34	市場外	取得	(貸借)
2006年12月21日	普通株	1,376,000	2.39	市場外	処分	(貸借)
2006年12月21日	普通株	5,000	0.01	市場内	処分	
2006年12月22日	普通株	4,000	0.01	市場内	取得	
2006年12月22日	普通株	553,000	0.96	市場外	取得	(貸借)
2006年12月22日	普通株	7,000	0.01	市場内	処分	
2006年12月25日	普通株	181,000	0.31	市場外	取得	(貸借)
2006年12月25日	普通株	734,000	1.28	市場外	処分	(貸借)
2006年12月25日	普通株	5,000	0.01	市場内	処分	
2006年12月26日	普通株	6,000	0.01	市場内	取得	
2006年12月26日	普通株	8,000	0.01	市場内	処分	
2006年12月27日	普通株	12,000	0.02	市場内	取得	
2006年12月27日	普通株	31,000	0.05	市場外	処分	(貸借)
2006年12月28日	普通株	7,000	0.01	市場内	取得	
2006年12月28日	普通株	5,000	0.01	市場内	処分	
2006年12月29日	普通株	2,000	0.00	市場内	取得	

第2【提出者に関する事項】

3【提出者(大量保有者) / 3】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人()
氏名又は名称	Goldman Sachs Asset Management, L.P.
住所又は本店所在地	32 Old Slip, New York, New York, 10005 U.S.A.
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成2年4月18日
代表者氏名	ピーター・クラウス / リック・シュワルツ (2名)
代表者役職	共同代表者
事業内容	投資信託委託業・投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券株式会社 コア・コンプライアンス部 中島 宏枝
電話番号	03(6437)1746

(2)【保有目的】

運用を目的とした証券投資信託による保有及び投資一任契約に基づく運用を目的とした保有

(3)【重要提案行為等】

該当なし

(4) 【上記提出者の保有株券の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等 (株・口)			1,446,000
新株予約権証券 (株)	A	—	G
新株予約権付社債券 (株)	B	—	H
対象有価証券 カバードワラント	C		I
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		J
対象有価証券償還社債	E		K
他社株等転換株券	F		L
合計 (株・口)	M	N	O 1,446,000
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	Q		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P-Q)	R	1,446,000	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	S		

② 【株券等保有割合】

発行済株式等総数 (株・口) (平成 18年11月30日現在)	T	57,568,067
上記提出者の 株券保有割合 (%) (R/(S+T)×100)		2.51
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)		2.35

第2【提出者に関する事項】

4【提出者(大量保有者) / 4】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人()
氏名又は名称	Goldman Sachs & Co.
住所又は本店所在地	85 Broad Street, New York, New York 10004, U.S.A.
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和2年1月3日
代表者氏名	Lloyd C. Blankfein
代表者役職	マネージング・ディレクター
事業内容	証券業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券株式会社 コア・コンプライアンス部 中島 宏枝
電話番号	03(6437)1746

(2)【保有目的】

該当なし

(3)【重要提案行為等】

該当なし

(4) 【上記提出者の保有株券の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等 (株・口)	1,275,200		
新株予約権証券 (株)	A	—	G
新株予約権付社債券 (株)	B	—	H
対象有価証券 カバードワラント	C		I
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		J
対象有価証券償還社債	E		K
他社株等転換株券	F		L
合計 (株・口)	M 1,275,200	N	O
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	Q 1,275,200		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P-Q)	R 0		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	S		

② 【株券等保有割合】

発行済株式等総数 (株・口) (平成 18年11月30日現在)	T 57,568,067
上記提出者の 株券保有割合 (%) (R/(S+T)×100)	0.00
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)	2.41

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
2006年11月14日	普通株	7,000	0.01	市場外	取得	(貸借)
2006年11月14日	普通株	7,000	0.01	市場外	処分	(貸借)
2006年11月15日	普通株	34,000	0.06	市場外	取得	(貸借)
2006年11月15日	普通株	34,000	0.06	市場外	処分	(貸借)
2006年11月16日	普通株	73,000	0.13	市場外	取得	(貸借)
2006年11月17日	普通株	4,000	0.01	市場外	取得	(貸借)
2006年11月17日	普通株	77,000	0.13	市場外	処分	(貸借)
2006年11月20日	普通株	87,000	0.15	市場外	取得	(貸借)
2006年11月20日	普通株	87,000	0.15	市場外	処分	(貸借)
2006年12月7日	普通株	110,000	0.19	市場外	取得	(貸借)
2006年12月7日	普通株	50,000	0.09	市場外	処分	(貸借)
2006年12月8日	普通株	2,000	0.00	市場外	取得	(貸借)
2006年12月8日	普通株	62,000	0.11	市場外	処分	(貸借)
2006年12月12日	普通株	40,000	0.07	市場外	取得	(貸借)
2006年12月12日	普通株	40,000	0.07	市場外	処分	(貸借)
2006年12月22日	普通株	80,000	0.14	市場内	取得	
2006年12月22日	普通株	80,000	0.14	市場外	処分	714円
2006年12月26日	普通株	700	0.00	市場外	取得	714円
2006年12月26日	普通株	700	0.00	市場外	処分	714円

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

(7) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (U) (千円)	130
借入金額計 (V) (千円)	0
その他金額計 (W) (千円)	0
上記 (W) の内訳	
取得資金合計 (千円) (U+V+W)	130

第2【提出者に関する事項】

5【提出者(大量保有者) / 5】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
住所又は本店所在地	東京都港区六本木6-10-1 六本木ヒルズ森タワー
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成 8 年 2 月 6 日
代表者氏名	土岐 大介
代表者役職	代表取締役社長
事業内容	投資信託委託業・投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券株式会社 コア・コンプライアンス部 中島 宏枝
電話番号	03(6437)1746

(2)【保有目的】

運用を目的とした証券投資信託による保有及び投資一任契約に基づく運用を目的とした保有

(3)【重要提案行為等】

該当なし

(4) 【上記提出者の保有株券の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等 (株・口)			790,000
新株予約権証券 (株)	A	—	G
新株予約権付社債券 (株)	B	—	H
対象有価証券 カバードワラント	C		I
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		J
対象有価証券償還社債	E		K
他社株等転換株券	F		L
合計 (株・口)	M	N	O 790,000
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	Q		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P-Q)	R	790,000	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	S		

② 【株券等保有割合】

発行済株式等総数 (株・口) (平成 18年11月30日現在)	T	57,568,067
上記提出者の 株券保有割合 (%) (R/(S+T) × 100)		1.37
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)		1.44

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
	該当なし					

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

第3【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】

- (1) Goldman Sachs International
- (2) Goldman Sachs Asset Management, L.P.
- (3) ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等 (株・口)	1,814,200		2,236,000
新株予約権証券 (株)	A	—	G
新株予約権付社債券 (株)	B	—	H
対象有価証券 カバードワラント	C		I
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		J
対象有価証券償還社債	E		K
他社株等転換株券	F		L
合計 (株・口)	M 1,814,200	N	O 2,236,000
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	Q 33,000		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P-Q)	R 4,017,200		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	S		

(2)【株券等保有割合】

発行済株式等総数 (株・口) (平成 18年11月30日現在)	T 57,568,067
上記提出者の 株券保有割合 (%) (R/(S+T)×100)	6.98
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)	10.21

(3) 【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者又は共同保有者名	保有株券等の数(総数)(株・口)	株券等保有割合 (%)
Goldman Sachs International	1,781,200	3.09
Goldman Sachs Asset Management, L.P.	1,446,000	2.51
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社	790,000	1.37
合計	4,017,200	6.98

CONFIDENTIAL

1 October, 2006

To: Chief of Kanto Financial Bureau

Proxy: Goldman Sachs Japan Co., Ltd
Proxy Address: Roppongi Hills Mori Tower,
6-10-1 Roppongi, Minato-ku
Tokyo JAPAN

Power of Attorney

We, Goldman Sachs International, of Peterborough Court, 133 Fleet Street, London EC4A 2BB, a company duly organized and existing under the laws of England and Wales hereby appoint Goldman Sachs Japan Co., Ltd as its proxy in Japan:

1. To prepare and file the reports required under Securities and Exchange Law Chapter 2-3 "Disclosure Requirements for Substantial Shareholders" (hereinafter referred to as "the rule").
2. To send duplications of the reports to the parties described in the rule; and

IN WITNESS WHEREOF, this Power of Attorney has been duly executed as a Deed on this day of October 2006.

GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL

By: Richard J. Levy
Name: Richard J. Levy
Title: Managing Director

September 21, 2006

To: Chief of Kanto Financial Bureau

Proxy: Goldman Sachs Japan Co., Ltd

Proxy Address: Roppongi Hills Mori Tower,
6-10-1 Roppongi, Minato-ku
Tokyo JAPAN

Power of Attorney

Goldman Sachs Asset Management, L.P. hereby appoints Goldman Sachs Japan Co., Ltd as its proxy in Japan with full power of substitution:

1. To prepare and file the reports required under Securities and Exchange Law Chapter 2-3 "Disclosure Requirements for Substantial Shareholders" (hereinafter referred to as "the rule").
2. To send duplications of the reports to the parties described in the rule; and
3. To appoint a sub-proxy in Japan and delegate the power as described above.

For and on behalf of Goldman Sachs Asset Management, L.P.,



Name: Ellen Porges

Title: Managing Director

Goldman Sachs Asset Management, L.P.

October 1, 2006

To: Chief of Kanto Financial Bureau

Proxy: Goldman Sachs Japan Co., Ltd

Proxy Address: Roppongi Hills Mori Tower,
6-10-1 Roppongi, Minato-ku
Tokyo 106-6147 JAPAN

Power of Attorney

Goldman Sachs & Co. hereby appoints Goldman Sachs Japan Co., Ltd as its proxy in Japan with full power of substitution:

1. To prepare and file the reports required under Securities and Exchange Law Chapter 2-3 "Disclosure Requirements for Substantial Shareholders" (hereinafter referred to as "the Rule").
2. To send duplications of the reports to the parties described in the Rule; and
3. To appoint a sub-proxy in Japan and delegate the power as described above.

For and on behalf of
Goldman Sachs & Co.,

By: 

Name: Roger S. Begelman
Title: Chief Compliance Officer
Address: 30 Hudson Street, 27th Floor
Jersey City, NJ 07302
United States of America

平成 18 年 10 月 1 日

関東財務局長 殿

代理人 : ゴールドマン・サックス証券株式会社
代理人住所 : 東京都港区六本木 6-10-1
六本木ヒルズ森タワー

委任状

ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーは、ここにゴールドマン・サックス証券株式会社を、下記にかかると一切の権限を有する日本における代理人として選任します。

記

1. 証券取引法第 2 章の 3 「株券等の大量保有の状況に関する開示」 (以下「ルール」という) に定める各種報告書の作成及び提出を行なうこと。
2. ルールによって定められた報告書の複写を関係者に送付すること。
3. 日本における副代理人を指定し、上記権限を委譲すること。

(署名)

[氏名] ロジャー・エス・ビーゲルマン
[役職] マネージング・ディレクター

ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー
アメリカ合衆国 ニュージャージー州 07302
ジャージーシティ、ハドソンストリート 30 27 階

平成 18 年 10 月 1 日

関東財務局長 殿

代理人： ゴールドマン・サックス証券株式会社
代理人住所： 東京都港区六本木 6-10-1
六本木ヒルズ森タワー

委任状

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社は、ここにゴールドマン・サックス証券株式会社を、下記にかかる一切の権限を有する日本における代理人として選任します。

記

1. 証券取引法第 2 章の 3 「株券等の大量保有の状況に関する開示」（以下「ルール」という）に定める各種報告書の作成及び提出を行なうこと。
2. ルールによって定められた報告書の複写を関係者に送付すること。
3. 日本における副代理人を指定し、上記権限を委譲すること。

住所：東京都港区六本木 6-10-1 六本木ヒルズ森タワー
商号：ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
代表取締役社長 土岐 大介

